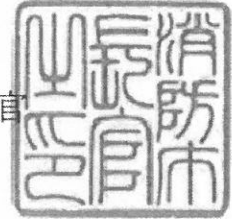




消防指第62号
平成26年5月30日

埼玉西部消防組合管理者 殿

消防庁長官



平成26年度緊急消防援助隊設備整備費補助金交付決定通知書

平成26年5月20日付け 埼西消企第28号 で申請のあった平成26年度緊急消防援助隊設備整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

- 1 この補助金の交付の対象となる事業の内容、基準額及び補助金額は、交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の決定額は、次のとおりとする。

金 22,678 千円

- 3 補助事業者は、この補助金に関する法令及び緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号各都道府県知事あて消防庁長官通知）に従わなければならない。
- 4 なお、平成26年度予算については、「平成26年度予算の早期実施について」（平成26年3月28日総財務第65号総務大臣通知）において、早期執行に係る適切な対応を要請しているところであるが、本補助金についても同通知の趣旨を踏まえ、早期の事業執行が図られるよう積極的に取り組まれない。